

第4部

市民・市民団体、事業者、 行政の行動方針



土生遺跡

第1章 日常生活、日常業務における環境配慮

今日進行している地球温暖化などの環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造に起因します。これら環境問題を解決することは、とりもなおさず、現在の社会の中で利便性のみを追い求めてきた私たちの日常生活、日常業務を見直していくことに他なりません。

本章では、市民・市民団体、事業者、行政の意識の啓発と環境配慮行動の促進を目的として、それぞれの主体の日常生活や業務での具体的な環境配慮ポイントを行動指針としてとりまとめます。

1 市民・市民団体

(1) 基本的な環境配慮事項

5つの基本目標を達成するための基本的な環境配慮事項

(その1)

5つの基本目標	環境配慮事項	
すぐれた自然環境と多様な生態系の保全	庭・車庫などの外回り、住居では	・殺虫剤や除草剤の適正な使用を心がけましょう。
	地域では	・身近な地域の生き物に関心を持ち、大切にしましょう。
		・野生生物とペットの違いを認識し、人と動物の関わり方を学びましょう。
清くさわやかな生活環境の確保	台所では	油は排水溝に流さないようにしましょう。
		洗剤の使用量は控えめにしましょう。
		・料理は適量をつくりましょう。
		環境にやさしい洗剤を使用しましょう。
		・ごみの分別は、ルールに沿って行いましょう。
		生ごみなどを排水溝に流さないようにしましょう。
		生ごみの堆肥化を進めましょう。
		・生ごみを出す時は、よく水分をきりましょう。
	お風呂、洗濯では	・お風呂の残り湯は、有効に再利用しましょう。
		汚れやシミはすぐに処置して、洗剤の使用量を減らしましょう。
		洗濯物と洗剤は適量を守りましょう。
	庭・車庫などの外回り、住居では	洗車する時は、水や洗剤の使用を少なくしましょう。
		雨水をためて、庭の打ち水や植木の水やりを使うなど、節水できる仕組みを工夫しましょう。
		・シックハウス対策を考慮し、換気と使用材料に配慮しましょう。
		・公共下水道が整備された地域では下水道に接続しましょう。
・公共下水道地域外では、家庭用浄化槽（合併処理浄化槽）を整備し、適正に維持管理しましょう。		

：重点施策において特に配慮が求められるもの

5つの基本目標を達成するための基本的な環境配慮事項

(その2)

5つの基本目標	環境配慮事項	
清くさわやかな生活環境の確保	地域では	・出したごみが動物などに荒らされないようにしましょう。
		・楽器の演奏などは時間帯などに気をつけましょう。
		資源物回収活動に参加しましょう。
		・地域のごみステーションはきれいにしましょう。
		・まだ使える不要品は、フリーマーケットやバザーなど、再利用に努めましょう。
		マイバックを持参し、レジ袋を受け取らないようにしましょう。
		・過剰な包装は断りましょう。
		・必要なものだけを買きましょう。
		・詰め替えができる商品を買きましょう。
		・割箸やスプーンなどで、必要のないものは受け取らないようにしましょう。
		・丈夫で長持ちするものを買きましょう。
		・食品などは、ばら売り、裸売りの商品を買うよう心がけましょう。
		・使い捨ての商品は、なるべく買わないようにしましょう。
		・店頭でのペットボトル、アルミ缶、食品トレイ、牛乳パックなどのリサイクルに協力しましょう。
・テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、パソコン等は、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」や「資源の有効な利用の促進に関する法律」に従い、リサイクル処理に出しましょう。		
家庭から始める地球環境保全行動の推進	台所では	・ガスコンロの炎は、やかんや鍋の幅内に収まるように調整しましょう。
		・電気ポット、電気炊飯器での長時間の保温は控えましょう。
		・冷蔵庫の扉を開ける時間と回数を減らしましょう。
		・熱いものは冷ましてから冷蔵庫に入れましょう。
		・冷蔵庫は日光の当たらない場所に置き、周囲には少し隙間を空けておきましょう。
		・換気扇の汚れは、日頃からこまめに落としましょう。
		・揚げ物は少ない油で揚げましょう。
	室内では	・エアコンの設定温度は控えめ（冷房時28 以上、暖房時20 以下を目安）に設定しましょう。
		・カーテンやブラインドをうまく使って、室温を効率よく調節しましょう。
		・エアコンのフィルターは、こまめに掃除しましょう。
		・電気カーペットはカーペットなどを使って熱効果を高めましょう。
		・電気こたつは、掛け布団や敷き布団で保温性を高め、効率よく使いましょう。
		・照明は、白熱灯を控え、蛍光灯を使いましょう。
		・電球や照明器具の汚れを拭き取り、明るさを保ちましょう。
		・テレビやビデオのスイッチを切る時は主電源から切りましょう。
		・充電器や充電用のコンセントは、充電時以外は切りましょう。
		・掃除機をかける前に部屋を片づけて使用時間を短縮しましょう。
		・掃除機のフィルターはきれいにしておきましょう。

：重点施策において特に配慮が求められるもの

5つの基本目標を達成するための基本的な環境配慮事項

(その3)

5つの基本目標	環境配慮事項	
家庭から始める地球環境保全行動の推進	お風呂、洗濯では	・お風呂から上がる時はふたをし、保温に努めましょう。
		・お風呂は間をあげずに、続けて入りましょう。
		・シャワーやかけ湯をする時は、流しっぱなしに気をつけましょう。
		・歯磨きやシャンプー中は、蛇口やシャワーを止めましょう。
		・高効率給湯器 ¹ の導入を検討してみましょう。
	庭・車庫などの外回り、住居では	・夏涼しく、冬暖かい間取りや構造、素材を採用しましょう。
		・エアコンの室外機は、風通しがよい、直射日光の当たらない場所に置きましょう。
		・太陽熱温水器や太陽光発電など、自然エネルギーを利用した仕組みの採用を検討してみましょう。
	地域では	・家を造る時には国の環境関連補助制度等を有効に活用しましょう。
		・自家用車よりもバスや電車、近くなら自転車や徒歩で出かけましょう。
・車の運転時は急発進、急加速、空ぶかしは避け、アイドリングストップ ² を励行しましょう。		
・車を購入する時は、低燃費車、低公害車を選択しましょう。		
・エコマーク商品など、環境にやさしい商品を買きましょう。		
歴史・文化と共生する快適な住環境の創造	庭・車庫などの外回り、住居では	・庭やベランダに花や緑を増やしましょう。
		・周囲の景観に配慮した材質、デザインを採用しましょう。
		・庭木や生け垣、花壇などの花や緑をできるだけ取り入れましょう。
	地域では	道路や公共の広場などに空き缶や紙くずなどを捨てたりしないようにしましょう。
		散歩中のペットの糞はきちんと処理しましょう。
		1人1日1ごみ運動に参加しましょう。
環境を守り活かす地域づくりの推進	地域では	・物を大事に長く使い、再利用する心を子供に伝えましょう。
		・ポイ捨てを見かけたら、他人の子供でも注意するなど、環境教育に努めましょう。
		環境に関する後援会、学習会等に参加しましょう。
		市や地域単位で行われる清掃活動等、環境保全活動に参加しましょう。
		・市民団体等では、河川での自然観察会、歴史案内、エコライフ講習会等、団体ごとに得意分野、専門分野を活かし、普及啓発活動に取り組みましょう。独自の団体活動、調査等を継続し、知り得た新しい環境知識等をふるさとのために役立てましょう。
		・市民団体等では、団体活動で得た知識をもとに、地域のリーダーとして環境保全活動の推進に協力しましょう。
		・市民団体等では、地域の環境イベントの企画、運営に協力しましょう。
		・市民団体等では、インターネット等を活用して情報の収集、共有化を推進しましょう。

：重点施策において特に配慮が求められるもの

1 高効率給湯器：外気との温度差や外に放出される熱を再利用できる仕組みを持つ給湯器です。エネルギー効率が高く、省エネルギー効果とともに二酸化炭素の排出抑制にもつながります。

2 アイドリングストップ：自動車やオートバイが停止時にエンジンを切ることを言います。信号待ちや駐車車時にエンジンを切ることで燃料節約と排ガス削減の効果が期待されます。

(2) 食育としての環境配慮

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを指します。近年、わたしたちの食生活をめぐる環境が大きく変化し、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存、伝統的な食文化の危機、食の安全など、さまざまな問題が生じています。

食育については、従来、国や市町村、教育・保育、農林漁業、食品産業等の関係者やその団体、消費者団体やボランティア団体等さまざまな関係者がそれぞれの立場から取り組んできましたが、食をめぐる問題を解決する状況には至っていません。また、食育に関心を持っていない人々が相当の割合を占めている状況もあります。

このため、わたしたち一人ひとりが健全な食生活を自ら実践するための食に関する正確な知識や正確な判断力を主体的に身につけていくことが課題となっています。

ここでは、食育の中でも特に環境面への配慮と密接な繋がりのある事項を抽出して示します。

食品の安全性の確保

地産地消の推進

地元でとれた食品を地元で消費しようとする運動です。地元の産業の活性化に繋がるとともに、輸送コストやエネルギーの削減効果も期待できます。また、新鮮な旬のものを取り入れることで、摂取できる栄養価も高くなります。

- ・家庭での食事には地元産の旬の野菜を取り入れましょう。

生産者と消費者との交流の促進

農業や漁業体験、里地・里山の管理活動などを通じて、食の大切さや農村・漁村の重要性を学習します。「食」に対する感謝の気持ちを育み、食べ残しを減らす、また堆肥化して地域で循環させる等の意識の高揚を図ります。

- ・食べ残しを減らし、生ごみの堆肥化を進めましょう。
- ・農業や漁業体験、里地・里山の管理活動に進んで参加しましょう。

食文化の継承

食文化の継承のための活動支援

学校給食での郷土料理等の導入や地元食材の活用などを通じて、わたしたちの住む地域の環境や歴史に目を向けます。

2 事業者

(1) 基本的な環境配慮事項

5つの基本目標を達成するための基本的な環境配慮事項

5つの基本目標	環境配慮事項
すぐれた自然環境と多様性豊かな生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の緑化や法面保護には郷土種を用い、拡散する恐れのある外来種は使わないようにしましょう。 ・農業では減農薬に努め、有機農法を推進しましょう。 ・林業では樹林地の間伐、枝打ちなどの管理を行い、生物の生息空間の確保に努めましょう。
清くさわやかな生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法、容器包装リサイクル法等、法規制を遵守しましょう。 ・廃棄物は法規制や地域の規定に則り、適正処理を行いましょう。 ・分別回収ボックスを設置する等、分別を徹底しましょう。 ・廃棄物の減量化を図るとともに、リサイクルに努めましょう。 ・使い捨て製品の使用や購入を控えましょう。 ・産業廃棄物の処理は、環境への負荷を少なくするために適正に処理し、管理を徹底しましょう。 ・コピー用紙などの紙類は、再生紙を使用しましょう。 ・節水、コピー用紙の裏面使用、封筒の再利用などを心がけ、資源の有効利用を進めましょう。 ・修理できるものは修理して、できるだけ長く使用しましょう。 ・マイカー通勤の自粛や相乗りを呼びかけましょう。 ・できるだけ公共交通機関等による移動を心がけましょう。 ・事業活動が地域環境（騒音、悪臭、振動、大気汚染、日照障害、光害）に影響していないか配慮しましょう。
家庭（職場）から始める地球環境保全行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー法等、法規制を遵守しましょう。 ・エアコンの設定温度は控えめ（冷房時28 以上、暖房時20 以下を目安）に設定しましょう。 ・エアコンのフィルターや換気扇はこまめに掃除しましょう。 ・外気の取り込み、ブラインドやカーテンの調節により室温の調整を行い、冷暖房を控えましょう。 ・照明はこまめに切り、センサーの活用や部分的な照明利用等により工夫しましょう。 ・電気機器はこまめに電源を切り、センサーの活用や部分的な照明利用等により工夫しましょう。 ・電気機器はこまめに電源を切り、待機電力を消費する機器は主電源を切るかコンセントからプラグを抜きましょう。 ・オフィス機器の購入の際には、省エネルギー型製品を選びましょう。 ・新エネルギーの積極的な導入など、効率的なエネルギー利用に努めましょう。 ・エコマークやグリーンマークのついた製品や、再生可能な材料で製造された製品などを購入（グリーン購入）しましょう。 ・不用なアイドルリングをやめるなど、省エネ運転を実行しましょう。 ・社用車は低公害車や低燃費車などの導入に努めましょう。 ・容器包装の低減やレジ袋削減に向けた取組を進めましょう。
歴史・文化と共生する快適な住環境	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の建設等に際しては、周辺の景観や環境に配慮しましょう。 ・敷地内の緑化・植栽を充実させましょう。
環境を守り活かす地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や市民団体の環境保全への取り組みや行政の環境保全施策に積極的に参加・協力しましょう。 ・春、秋の市内一斉清掃には、一市民として積極的に参加・協力しましょう。

：重点施策において特に配慮が求められるもの

法面保護：法面（切りとり、盛り土などで、人工的に作られた斜面）の浸食を防止するために草の種子をまくなどの作業をいいます。

(2) 環境マネジメントシステム*¹ (ISO14001、エコアクション21)

前項では事業者の行うべき基本的な環境配慮事項について述べました。しかし、事業所で行っている事業活動で共通する部分のごく一部で、実際には業種や事業形態によって行われている内容はさまざまです。そのため、環境配慮すべき内容も一様ではなく、一概に述べることはできません。そこで、事業所ごとに実情にあった方針を事業所内部で決定し、継続的に取り組む体制をつくるのが効果的かつ効率的です。

環境マネジメントシステム (ISO14001、エコアクション21) 等の導入による計画的な環境配慮を推進しましょう。

- ・環境マネジメントシステムの構築に取り組ましよう。
- ・環境報告書(レポート等)により、環境保全への取組について、消費者への情報公開を進めましよう。
- ・従業員の環境保全意識の高揚を図りましよう。
- ・製品の開発設計においてはLCA²(Life Cycle Assesment)を実施し、製品が環境に与える影響の低減とごみの減量に努めましよう。

1 環境マネジメントシステム：事業所ごとに環境保全に関する方針を作成し、実施し、達成し、見直しかつ維持するための組織の体制、計画、活動を含むシステムのことです。これを企画化したものがISO(国際標準化機構)の環境マネジメント規格ISO14001です。また、環境省ではISO14001より実施が簡単な環境マネジメント方法として「環境活動評価プログラム(エコアクション21)」の普及を進めています。

2 LCA：ライフサイクルアセスメント(Life Cycle Assesment)の頭文字を取ったもの。製品が製造、使用、廃棄あるいは再使用されるまでのすべての段階を通して、環境にどんな影響を与えたのかを評価する方法のことです。

3 行政

(1) 基本的な環境配慮事項

行政の活動は、その他事業者と同じく、資源やエネルギーの消費、ごみの排出など、環境に大きな影響を及ぼすものです。このため、事業活動の主体として、市民や事業者が率先して、積極的に環境に配慮することが求められます。

そこで、第3部に示す施策や事業を推進していくとともに、職員一人ひとりの意識啓発を図り、行政自らが事業者、市民として、環境へ配慮した行動に取り組んでいきます。その際の基本的な事項を示します。

市民、事業者の取組を支援します。

環境情報を収集・整理し、提供するとともに、市民や事業者の取組に対して、環境の整備や支援を行います。

各種施策、事業を推進します。

第3部で示した施策、事業を推進するとともに、推進の際には環境への影響の回避、低減に努めます。また、できるだけ市民の声を反映しながら進めるように努めます。

行政自らが率先して実行します。

職員一人ひとりが市民として、また市役所自らが事業者としての自覚を持ち、環境への配慮を率先して行います。また、各種ボランティアや地域活動に積極的に参加するとともに、国や県等との連携を強め、環境保全に努めます。

(2) 地球温暖化対策実行計画

小城市では、環境配慮に係わる率行的行動の一つとして、「小城市地球温暖化防止実行計画」を平成18年に策定し、小城市の全ての組織における事務及び事業活動を対象に、温室効果ガス排出量の削減行動を実施しています。

職員一人ひとりの積極的行動を促すとともに、市民や事業者に対しての情報提供や自主的な取組推進のモデルとして、今後も目標達成を目指して、取組を推進します。

計画の概要

- ・ 計画期間：平成19年度から平成23年度
- ・ 目標年：平成23年度
- ・ 目標：平成17年度（基準年度）のエネルギー使用に伴う「二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）」総排出量の6.0%（309,181kg-CO₂）以上の削減

具体的な取組内容

区分	取組み内容
(1)電気・燃料等の使用の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休み時間の消灯 ・窓際照明の消灯 ・残業の際の不必要な照明の消灯 ・会議室利用後の消灯 ・照明器具の定期的な清掃 ・不必要時のOA機器等の電源断 ・最終退出者による消灯 ・エレベーター等の使用削減 ・トイレ、廊下、階段等での自然光の活用 ・空調の適切な温度の設定（冷房温度概ね28、暖房温度概ね20 クールビズ・ウォームビズの励行） ・空調時の窓、出入り口の開放禁止 ・空調機器の定期的な清掃 ・ブラインド等の活用による空調の高効率化 ・コピー機、OA機器等、エネルギー消費効率の高い製品の導入、更新 ・ノー残業デーの徹底等による点灯時間の縮減 ・庁舎の省エネルギー化の徹底 ・ガス湯沸かし器の効率的使用
(2)公用自動車の適正な利用・管理における環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・不必要なアイドリング、空ふかしをしない ・不要物の積載等をしない ・急発進、急加速の抑制 ・走行ルートの合理化 ・経済走行の励行（一般道40～60km/h、高速道80km/h） ・確実な点検・整備の実施（タイヤ空気圧の適正化等） ・公共交通機関の活用 ・近距離出張の場合の徒歩、自転車の活用 ・相乗りの励行 ・低燃費車又はNO_x（窒素酸化物）の排出量の少ない車両、低公害車の導入、更新
(3)ごみの減量化・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別の徹底により循環型オフィスづくりの推進 ・各課（室）に古紙回収ボックスを設置し、紙類は極力資源化 ・シュレッダー使用は機密文書の廃棄の場合のみに限定化 ・弁当容器、紙コップ、上皿などの使い捨て品の不使用 ・簡易包装製品の選択、購入促進 ・ごみ結束時の紙ひもの活用 ・缶、びん、ペットボトル等の分別の徹底 ・詰め替え可能製品（リターナブル製品）の活用 ・事務用品、電気用製品などの修理による長期使用 ・不用となった備品等の管理換え等による有効活用 ・グリーン購入の推進
(4)用紙類の使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・両面コピーの徹底 ・内部検討資料の裏紙使用 ・縮小コピーの効果的使用 ・ミスコピーの防止 ・資料の必要最小限化・共有化 ・回覧・掲示板の活用 ・使用済封筒の再使用 ・不必要なFAX送付状の省略 ・LAN回線利用によるペーパーレス化・電子化の推進
(5)環境に配慮した公共事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・建設副産物の発生抑制、分別の徹底 ・環境負荷の少ない資材の使用 ・再生資材の利用 ・建築物の断熱性の向上等、省エネルギー設備の導入 ・建築物の電力使用量の平準化 ・太陽光等自然エネルギーの活用 ・CO₂の吸収源としての緑地の保全・育成 ・公共施設敷地内、周辺の緑化推進、適切な維持管理

第2章 開発事業に係る環境配慮

1 環境アセスメント

(1) 事業実施段階の環境アセスメント

環境アセスメントとは、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業の実施にあたって、事業者が事業の実施前に予めその事業に係る環境への影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表して住民等から意見を聞き、これらを踏まえて環境の保全の観点からより配慮した事業計画を作り上げていこうというものです。

国においては、平成9年6月に「環境影響評価法」が交付され、平成11年6月に施行されました。また、佐賀県では、さらなる環境影響評価の推進を図るため、平成11年8月に「環境影響評価条例」を施行し、“佐賀県環境影響評価技術指針”等に従って、環境アセスメント制度の適切な運用に努めています。

小城市においても、これら制度に該当する事業については、制度に従って環境アセスメントを実施し、環境に配慮するよう普及、啓発に努めます。

佐賀県環境影響評価条例の対象事業

対象事業の種類		対象事業の要件
河川工事	ダム	貯水面積35ha以上
	堰	湛水面積35ha以上
	放水路	土地改変面積35ha以上
土地区画整理事業		面積35ha以上
新住宅市街地開発事業		面積35ha以上
新都市基盤整備事業		面積35ha以上
流通業務団地造成事業		面積35ha以上
宅地その他の用地造成の事業		面積35ha以上
スポーツ・レクリエーション施設		面積35ha以上
	ゴルフ場	面積20ha以上
岩石・砂利等の採取場		面積35ha以上
鉱物の採掘場		面積35ha以上
道路	一般国道・県道・市町村道・農道	4車線以上・3.5km以上
	林道	幅6.5m以上・7km以上
埋立て・干拓		面積17.5ha以上
飛行場		滑走路長875m以上
鉄道・軌道		長さ3.5km以上
工場・事業場		最大排ガス量15万 ^m ³/時以上又は平均排水量1万 ^m ³/日以上
下水道終末処理施設		平均排水量1万 ^m ³/日以上
発電所	水力発電所	出力1万kw以上
	火力発電所	出力5万kw以上
	地熱発電所	出力3.5千kw以上
産業廃棄物処理施設	し尿処理場	処理能力100kL/日以上
	ごみ・産廃焼却施設	処理能力100t/日以上
	廃棄物最終処分場	面積10ha以上
港湾計画		埋め立て・掘込み面積の合計100ha以上

資料：佐賀県公式ホームページより

(2) 戦略的環境アセスメント

戦略的環境アセスメントとは、大規模な開発や複合的環境影響が予測される開発構想等について、事業実施段階で行われている現在の環境アセスメントに先立って、事業の基本構想や行政立案段階等の早い段階で環境アセスメントを行う制度です。

本市においても、国、県、社会的な動向を踏まえつつ、戦略的環境アセスメントの導入への調査研究を行います。

2 環境配慮指針

(1) 必要性、目的

快適で活力のあるまちづくりを推進していくためには、開発事業は必要不可欠なものです。しかしながら、これらの事業は自然環境をはじめ、環境に大きな影響を与えうるという側面も持っています。

開発事業のうち、特に規模の大きい事業については、国、県の環境アセスメント制度等で環境への配慮がなされますが、これらに該当しない規模の事業については、現在の仕組みでは環境配慮が個々の事業者委ねられているのが現状です。

このような状況に対応するため、小城市独自の環境配慮指針を検討します。

(2) 制度化の基本的考え方

小城市において考えられる一定規模以上の主な開発事業を対象に、事業主体が自主的に環境に対して配慮すべき項目について示します。

なお、これらの開発事業については、行政(市)はもちろんのこと、事業者が行う場合であっても同様の配慮を求めます。また、制度の手続きは市内部のものとし、技術的には環境アセスメント制度に準ずるものとします。

対象事業の候補としては、以下のような事業が考えられます。

- ・ 道路の整備事業
- ・ 広域清掃センターの整備事業
- ・ 下水関連施設の整備事業
- ・ スポーツ・レクリエーション施設の整備事業
- ・ 市街地再開発(土地区画整理を含む)の整備事業
- ・ 住宅団地の造成と整備事業
- ・ 工業団地の造成及び工場などの整備事業
- ・ 公園・緑地の整備事業
- ・ 公共建築物の整備事業
- ・ 河川・海岸の整備事業
- ・ 農用地などの造成事業

第5部

計画の総合的推進

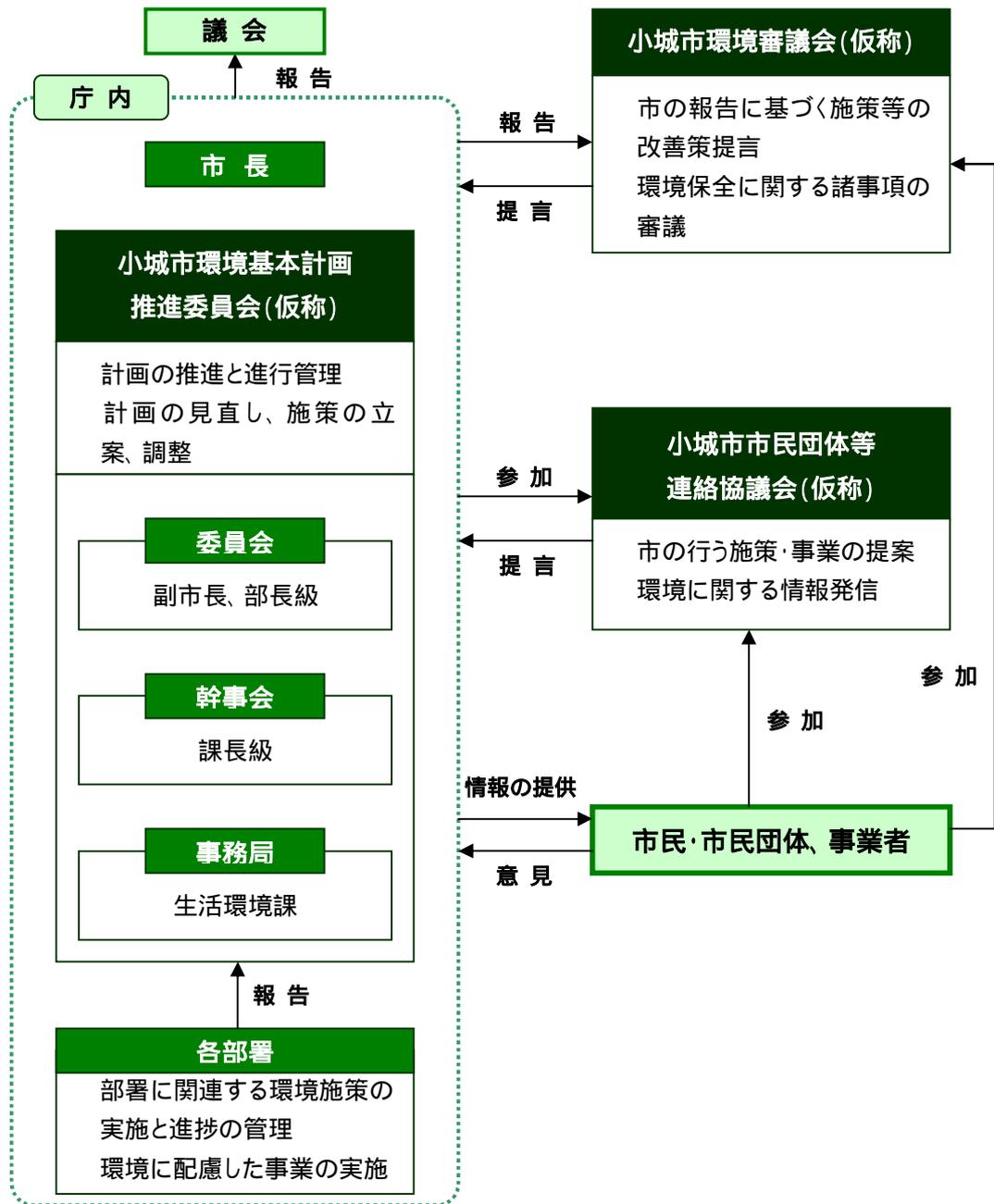


小城公園

1 計画の推進体制

(1) 市内の計画推進体制

小城市環境基本計画の推進は、「小城市環境審議会(仮称)」、「小城市市民団体等連絡協議会(仮称)」、「小城市環境基本計画推進委員会(仮称)」の3つの組織が連携して、下図のような体制のもと、着実な展開を図ります。



体制図

(2) 各主体の役割

1) 小城市環境審議会(仮称)

小城市環境審議会(仮称)は、市民、各種団体、議員等から構成されます。環境保全に係わる諸事項を審議するとともに、環境に係わる施策の実施状況等の報告に対して提言や助言を行います。

2) 小城市市民団体連絡協議会(仮称)

環境に係わる施策の実施状況等の報告に対して、提言を行います。また、市民・市民団体、事業者の環境問題についての情報交換の場としても役割を果たします。

3) 小城市環境基本計画推進委員会(仮称)

各部署で実施される施策について、委員会において施策の進行状況を管理するとともに、進行状況に応じて施策の見直し等について調整・検討します。

また、毎年進捗状況等を年次報告書等の形式でまとめるとともに、「小城市環境審議会(仮称)」、「小城市連絡協議会(仮称)」、「議会」等に報告することとします。

2 計画の進行管理

(1) 計画の目標と進行管理

各項目の進捗指標等は、基本的に毎年確認を行うこととします。また、進捗指標のうち、アンケート調査に基づき目標を設定しているものについては、環境モニター制度等により、把握するとともに、5年に1回程度、計画策定時に実施したものと同様のアンケート調査を実施して進行管理するものとします。

(2) 環境マネジメントシステムと行政評価による管理

環境基本計画の総合的なマネジメントのためには、計画の内容を継続的に進行管理することが必要です。

進行管理のためのシステムとして、本市では総合計画に基づく行政評価を行っており、環境基本計画もこのシステムの一環として、管理を行います。また、環境保全施策の継続的レベルアップをめざし、PDCAサイクルによる環境マネジメントシステム(エコアクション21)の導入を検討します。

行政評価：行政が実施している政策、施策や事務事業について成果指標等を用いて有効性、効率性、必要性を評価することで、政策の質的向上を図るための行財政改革の一手法。

(3) 年次報告書の公表

環境基本計画の進捗状況は、毎年、年次報告書としてとりまとめ、広く公表し市民の意見を求めます。この年次報告書の中には、行政が推進した事業のみでなく、市民や事業者が実施した取り組み、運動についても可能な限り掲載するものとします。

公表の方法としては、市の主要公共施設において閲覧可能とするとともに、公式ホームページへの掲載により行います。